

(公印省略)

(住)

令和2年12月16日

(一社) 群馬県宅地建物取引業協会 会長 様

群馬県知事 山本 一太
(県土整備部住宅政策課)

群馬県「社会経済活動再開に向けたガイドライン（改訂版）」に基づく要請について（依頼）

平素から県行政の推進に御理解と御協力を賜り、深く感謝を申し上げます。

さて、令和2年12月12日に開催しました、第30回群馬県新型コロナウイルス感染症対策本部会議において、別添のとおり、群馬県「社会経済活動再開に向けたガイドライン（改訂版）」に基づく要請（12月12日（土）以降）」の一部修正を行うことを決定しました。

つきましては、県民及び事業者の皆様に対し、群馬県「社会経済活動再開に向けたガイドライン（改訂版）」に基づく要請を行いますので、貴団体におかれましては、貴下会員や関係者等に対し各種広報、連絡手段を通じて周知いただきますようお願いいたします。

○前回(12月12日(土)以降)要請からの変更点

事業者に対する営業時間短縮要請における「ストップコロナ！対策認定店」の取扱いを以下のとおり追加

※ストップコロナ！対策認定店の取扱い

当該店舗は、県からの制度への参加要請に賛同し、感染防止対策への意識も高く、業界のガイドラインに沿った感染防止対策が徹底されていることを確認したものであり、感染リスクが極力抑えられていることから、次のとおり取り扱うことといたします。

○午後10時から午前5時までの営業時間の短縮要請は行いますが、認定店が午後10時以降も営業する場合は、引き続き、適切な感染防止対策を徹底することで要請の対象から除外します。

○ただし、認定店であっても接待を伴う飲食店は、県内や全国的にもクラスターが発生している事例が多くあることから、午後10時から午前5時までの営業時間の短縮を要請します。

※詳細は群馬県「社会経済活動再開に向けたガイドライン（改訂版）」に基づく要請について（12月12日（土）以降）を御確認ください。

担 当：住宅政策課 岡田
T E L：027-226-3717
F A X：027-221-4171
e-Mail：o-k@pref.gunma.lg.jp